

1 江田島市訪問型サービス(独自)サービスコード表(R8.6.1以降)

…新規 …変更 …廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	1,176単位 日割の場合 ÷ 30.4日	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12	(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	2,349単位 日割の場合 ÷ 30.4日	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13	(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	3,727単位 日割の場合 ÷ 30.4日	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22	(2)生活援助が中心である場合	179	1回につき	
A2	2621	訪問型独自サービス23	(二)所要時間45分以上の場合	220	1回につき	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	(3)短時間の身体介護が中心である場合	163	1回につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12 1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23 1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37 1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3 1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	(2)生活援助が中心である場合	2単位減算	-2 1回につき	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2 1回につき	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2 1回につき	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12 1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12	(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23 1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37 1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3 1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22	(2)生活援助が中心である場合	2単位減算	-2 1回につき	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23	(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2 1回につき	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2 1回につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100 1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200
A2	6102	訪問型独自自控連携強化加算	ホ 自控連携強化加算	50 単位加算	50 1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ハ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		(2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 287/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		(3)介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 249/1000 加算	1月につき
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		(4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 266/1000 加算	1月につき
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(5)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 207/1000 加算	1月につき
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 170/1000 加算	1月につき

注1 [2411][2511][2621][1411]の合計単位数は、1月につき、[1321]の単位数の範囲内で算定。